



第16回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2026年2月26日(木曜日)
午前10時 (開場時刻: 午前9時30分)

場 所

東京都千代田区外神田4-14-1
秋葉原UDX南ウイング6F
秋葉原UDXカンファレンスA・B

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬額改定の件

人を想う

AHCグループ株式会社
証券コード 7083

証券コード 7083

2026年2月10日

(電子提供措置の開始日 2026年2月4日)

株 主 各 位

東京都千代田区岩本町二丁目11番9号

A H C グループ株式会社
代表取締役社長 荒木 喜貴

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記の各ウェブサイトに「第16回定時株主総会招集ご通知」及び「第16回定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://ahc.co.jp/ir/meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにアクセス頂き、「銘柄名(会社名)」に「A H C グループ」又は「コード」に当社証券コード「7083」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面により議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年2月25日(水曜日)午後6時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年2月26日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区外神田4-14-1
秋葉原UDX南ウイング6F 秋葉原UDXカンファレンスA・B
3. 目的事項 報告事項
 1. 第16期(2024年12月1日から2025年11月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期(2024年12月1日から2025年11月30日まで)計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 取締役の報酬額改定の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - (1) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせて頂きます。
 - (2) インターネットと書面により重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせて頂きます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせて頂きます。
 - (3) 株主様にご送付する書面のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、株主様にご送付する書面は、監査役及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させて頂きます。
 - 第16回定時株主総会の決議の結果につきましては、当社ホームページに掲載させて頂きます。
 - 株主総会にご出席の株主様へのお土産及びお飲み物はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎ 「Web株主通信」公開のご案内

当社IRサイトにて「Web株主通信」を2026年2月27日(金)にリリース予定です。当社の魅力をより一層ご理解いただける内容となっております。是非ご覧ください。

URL : <https://ahc.co.jp/ir/report/>



議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2026年2月26日（木曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 2026年2月25日（水曜日）午後6時30分必着



インターネットによる議決権行使

次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、案内に従って、賛否をご入力ください。

行使期限 2026年2月25日（水曜日）午後6時30分入力完了分まで

インターネットによる議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

- (1) 行使期限は2026年2月25日（水曜日）午後6時30分までとなっており、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。
次の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。



インターネットによる議決権行使のご案内

1

「スマート行使」(スマートフォン用議決権行使ウェブサイト)による方法

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等でお読み取りいただき、「スマート行使」にアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。



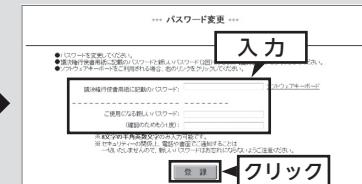
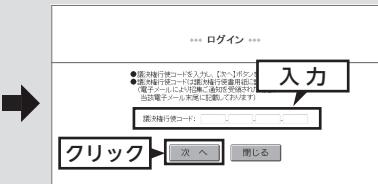
2

議決権行使コード・パスワード入力による方法 <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

「議決権行使ウェブサイト」(上記URL)にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）の導入が必要です。



- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。今回の総会のみ有効です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上連続して間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

① ご注意

- 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記②に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である、みずほ信託銀行証券代行部（以下）までお問い合わせください。

■ 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

0120-768-524

（受付時間 年末年始除く 9:00～21:00）

■ 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

0120-288-324

（受付時間 平日 9:00～17:00）

事業報告

(2024年12月1日から)
(2025年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化にともなうインバウンド需要の大幅な回復や、雇用・所得環境の改善等、景気は緩やかな回復の動きが見られる状況にあります。一方で、不安定な国際情勢を背景とした資源・エネルギー価格の高騰や物価上昇に加え、米国の通商政策、長引く円安等依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境においては、福祉業界では障害者数全体は増加傾向にあり、そのうち、障害福祉サービス及び障害児サービスの利用者数も2025年8月時点で171万人と前年同月と比べ5.9%増加(出典:厚生労働省「障害福祉サービス等の利用状況」)しております、この増加は継続していくものと考えております。

介護業界では「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる2040年に、高齢者人口は3,928万人に達すると推計(出典:内閣府「令和7年版高齢社会白書」)されております。こうした高齢者人口の増加にともない、介護サービスの需要は今後も継続的な拡大が見込まれる一方、介護職員の不足が深刻な課題となっております。

外食業界では需要の回復基調が継続しているものの、原材料価格や物流費等の高騰による物価の上昇、従業員確保に係る採用費用等の人件費増加が顕著になっております。

このような状況の下、当社グループは、中長期的な企業価値向上の推進に向けて、2024年5月に資本業務提携を締結した株式会社パパゲーノを完全子会社化し、就労継続支援B型を1事業所取得いたしました。また、当社の就労継続支援B型事業所において、IT系の作業受注や「A.I.支援さん」による職員の業務効率化等、DX推進の取り組みを実施いたしました。新規事業所につきましては、生活介護を3事業所(千葉県・埼玉県・三重県)、共同生活援助を2事業所(神奈川県・三重県)、就労継続支援B型を1事業所(東京都)、児童発達支援を1事業所(三重県)開設した一方、経営効率化のため、介護デイサービス1事業所を事業譲渡、2事業所を閉鎖いたしました。

これらの結果、当連結会計年度末の各事業の拠点数は福祉事業97事業所、介護事業32事業所、外食事業6店舗となりました。なお、当期首より、表示方法の変更を行ったため、以下の前年同期間との比較については、変更後の表示方法に組み替えた数値を記載しております。

当連結会計年度の業績は、売上高6,660,074千円と前連結会計年度と比べ382,338千円(6.1%)の増収、営業利益108,982千円と前連結会計年度と比べ19,039千円(14.9%)の減益、経常利益127,179千円と前連結会計年度と比べ27,551千円(17.8%)の減益、親会社株主に帰属する当期純利益1,018千円と前連結会計年度と比べ97,297千円(99.0%)の減益となりました。

資産は売上高の増加により、現金及び預金が21,480千円(0.9%)増加、売掛金が34,632千円(3.5%)増加、事業所の新規開設にともなう設備投資により、建物が97,688千円(13.2%)増加、土地が127,609千円(34.8%)増加、不動産の取得により、投資不動産が27,339千円(8.4%)増加した他、株式会社パパゲーノの完全子会社化等により、のれんが61,149千円(25.0%)増加いたしました。負債は1年以内返済長期借

入金が201,647千円(35.5%)増加、長期借入金が97,561千円(2.9%)増加いたしました。純資産は譲渡制限付株式報酬としての新株発行により資本金が13,041千円(24.1%)増加し、資本剰余金が9,067千円(1.1%)増加した他、配当金の支払い等により利益剰余金が19,768千円(5.6%)減少、自己株式が取得により27,985千円(77.3%)増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度末における総資産は6,083,801千円と前連結会計年度と比べ285,517千円(4.9%)の増加、負債は4,904,480千円と前連結会計年度と比べ311,161千円(6.8%)の増加、純資産は1,179,320千円と前連結会計年度と比べ25,644千円(2.1%)の減少となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(福祉事業)

福祉事業におきましては、M&Aにより就労継続支援B型を1事業所取得、生活介護を3事業所(千葉県・埼玉県・三重県)、共同生活援助を2事業所(神奈川県・三重県)、就労継続支援B型を1事業所(東京都)、児童発達支援を1事業所(三重県)開設いたしました。既存事業所では、営業活動の強化による新規利用者の獲得やサービス品質の向上を通じた利用実績の伸長に努めました。これらの結果、売上高3,748,649千円と前連結会計年度と比べ307,207千円(8.9%)増収したものの、新規事業所の開設費用等の影響により、営業利益219,627千円と前連結会計年度と比べ30,639千円(12.2%)の減益となりました。

(介護事業)

介護事業におきましては、オペレーションの見直しを行いサービスの質を向上させ、利用回数の増加を図るとともに新規利用者の獲得に注力いたしました。また、経営効率化のため、1事業所を事業譲渡、2事業所を閉鎖いたしました。これらに加え、前期閉鎖した事業所の影響もあり、売上高1,563,588千円と前連結会計年度と比べ79,878千円(4.9%)減収した一方、不採算部門の整理を通じた損益改善及び既存事業所の運営効率化が進展したことにより、営業損失1,806千円(前連結会計年度は営業損失28,110千円)となりました。

(外食事業)

外食事業におきましては、前期に外食店舗を1店舗閉店したものの、メニュー改定による客単価の増加、食品の加工・物流事業で取引量が増加したことにより売上高は好調に推移しました。これらの結果、売上高1,347,836千円と前連結会計年度と比べ155,009千円(13.0%)の増収、営業利益88,347千円と前連結会計年度と比べ7,797千円(9.7%)の増益となりました。

セグメント別売上高

事業別	第15期 (2024年11月期)	第16期 (当連結会計年度)
福祉事業	3,441,442 千円	3,748,649 千円
介護事業	1,643,466 千円	1,563,588 千円
外食事業	1,192,826 千円	1,347,836 千円
合計	6,277,735 千円	6,660,074 千円

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は315,091千円であり、その主なものは、新規事業所及び店舗の内装工事費及び福祉事業用の土地・建物等の購入であります。

(3) 資金調達の状況

金融機関からの借入により950,000千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

① 人材の確保と育成

当社グループは、事業所の開設を継続して進めておりますが、福祉事業・介護事業・外食事業の各分野は、何れも慢性的な労働力不足の問題を抱えております。この対応として、新卒及び中途の採用手法を多様化することで人材の継続的確保をしていくとともに、階層別研修、資格取得推進、評価制度等により、個々の成長をフォローしてまいります。併せて、ＩＣＴ活用等による業務負担の軽減や職場環境の改善を進め、働きがいのある職場づくりを通じ、当社グループへの帰属意識を高めることで、定着率の安定化を図ってまいります。

② 継続的な事業所開設

当社グループは、幼年から青年、老年に至るまでの生涯福祉サービスの実現のため、継続的に事業所の開設を行い、成長してまいりました。今後も持続的な成長を図るため、物件情報の取得及び地域のニーズに対応した業態の開設を行ってまいります。

③ 管理体制の強化

当社グループは、その中核となる営業の拠点が地域に分散しているため、今後の拠点数の拡大を踏まえ、当社本社を中心とした業務の効率化やリスク管理のための内部管理体制を強化し、企業統治をより機能的に行っていくことが重要と考えております。このため、今後もリスク管理を適切に行える体制整備に努め、DX推進等による業務フローの改善に取り組み、ガバナンスの実効性を高めるとともに生産性の向上を図ってまいります。

④ 事業所の運営レベルの向上

自然災害や感染症の突発的なリスク、昨今の物価高騰等の環境変化に対応し、利用者様・お客様に安心・安全・快適にご利用頂くため、営業担当者や品質管理担当者の定期巡回等の実施体制を一層強化してまいります。これにより、運営品質・衛生管理・危機管理の向上とともに、運営効率の改善や質の高いサービスの提供を通じた収益力の維持・強化を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第13期 (2022年11月期)	第14期 (2023年11月期)	第15期 (2024年11月期)	第16期 (当連結会計年度)
売上高	4,908,798 千円	5,924,837 千円	6,277,735 千円	6,660,074 千円
経常利益又は 経常損失(△)	△200,480 千円	70,606 千円	154,731 千円	127,179 千円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	千円 △253,891	千円 67,865	千円 98,315	千円 1,018
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△121.82 円	32.35 円	47.01 円	0.49 円
総資産	5,206,497 千円	5,246,994 千円	5,798,284 千円	6,083,801 千円
純資産	1,085,658 千円	1,157,328 千円	1,204,964 千円	1,179,320 千円
1株当たり純資産額	518.44 円	551.31 円	579.69 円	569.39 円

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第13期 (2022年11月期)	第14期 (2023年11月期)	第15期 (2024年11月期)	第16期 (当事業年度)
売上高	2,755,152 千円	3,370,407 千円	3,616,576 千円	3,798,094 千円
経常利益又は 経常損失(△)	△124,546 千円	109,252 千円	151,700 千円	76,412 千円
当期純利益又は 当期純損失(△)	△167,120 千円	142,569 千円	101,373 千円	21,091 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△80.19 円	67.97 円	48.47 円	10.07 円
総資産	3,779,480 千円	3,669,987 千円	4,208,399 千円	4,563,634 千円
純資産	922,691 千円	1,069,066 千円	1,119,760 千円	1,114,189 千円
1株当たり純資産額	440.62 円	509.27 円	538.70 円	537.95 円

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社代表取締役社長である荒木喜貴は、当社の親会社等に該当しております。当社は、開設事業所の賃料等に係る債務保証を受けております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

a. 取引にあたっての当社の利益を害さないよう留意した事項

当社は親会社等と取引を行う場合には、一般的な取引条件を参考に、適正な条件で行うことを基本方針とし、取引内容及び取引の妥当性について、少数株主の利益に相反しないかどうか慎重に検討して実施しております。

b. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

債務の被保証につきましては保証料の支払いはなく、また、その意思決定におけるプロセス等につきましても、社外役員の経営監視・監督のもと、取引の公正性を確保することで少数株主に不利益を与えないものと判断いたしました。

c. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
S L カンパニー 株式会社	1,000 千円	100 %	福祉事業
テラスワールド 株式会社	9,000 千円	100 %	福祉事業
介護ジャパン 株式会社	45,000 千円	100 %	介護事業
センターネットワーク 株式会社	3,000 千円	100 %	食料品の加工・販売事業
株式会社 R A I S E	1,000 千円	100 %	福祉事業
株式会社 C O N F E L	9,900 千円	100 %	福祉事業
株式会社 パパゲーノ	10,000 千円	100 %	福祉事業
Aネクストワークス 株式会社	10,000 千円	100 %	福祉事業

(7) 主要な事業内容

事 業	事 業 内 容
福祉事業	放課後等デイサービス事業所・児童発達支援事業所・就労移行支援事業所・就労継続支援B型事業所・相談支援事業所・共同生活援助(グループホーム)事業所・生活介護事業所の運営
介護事業	通所介護事業所の運営
外食事業	飲食店の運営

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社	東京都千代田区
福 社 事 業	放課後等デイサービス事業所：東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・三重県・滋賀県・愛知県 児童発達支援事業所：東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・三重県・愛知県 就労移行支援事業所：東京都 就労継続支援B型事業所：東京都・千葉県・三重県 相談支援事業所：三重県・愛知県 共同生活援助(グループホーム)事業所：東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・三重県 生活介護事業所：千葉県・埼玉県・三重県
介 護 事 業	通所介護事業所：東京都・千葉県・三重県
外 食 事 業	飲食店：東京都

(9) 従業員の状況

① 当企業集団の状況(2025年11月30日現在)

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
489 名	19 名増

(注) 上記従業員の他、臨時従業員(パートタイマー及びアルバイト)は382名(ただし、1日8時間換算による)が在籍しております。

② 当社の状況(2025年11月30日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齡	平均勤続年数
287 名	24 名増	39.6 歳	4.08 年

(注) 上記従業員の他、臨時従業員(パートタイマー及びアルバイト)は234名(ただし、1日8時間換算による)が在籍しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
独立行政法人 福祉医療機構	2,153,440 千円
株式会社 みずほ銀行	619,341 千円
朝日信用金庫	257,102 千円
東京東信用金庫	232,076 千円
株式会社 りそな銀行	202,837 千円
株式会社 千葉銀行	180,855 千円
株式会社 横浜銀行	168,314 千円
株式会社 商工組合中央金庫	117,442 千円

(注) 借入残高が100,000千円以上の金融機関等を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項(2025年11月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 6,400,000 株

(2) 発行済株式の総数 2,135,870 株

(3) 株主数 1,086 名

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
YHC株式会社	572,000 株	27.62 %
荒木 喜貴	457,000 株	22.06 %
AHCグループ社員持株会	62,300 株	3.01 %
村光 伸介	60,000 株	2.90 %
G2株式会社	54,400 株	2.63 %
吉元 幸次郎	42,911 株	2.07 %
田中 康雅	39,080 株	1.89 %
土山 茂太	35,762 株	1.73 %
MHC株式会社	30,000 株	1.45 %
薛 学立	28,500 株	1.38 %

(注) 1. 当社は、自己株式を64,677株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して算出し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中、譲渡制限付株式報酬制度に基づいて、下記のとおり株式を交付いたしました。

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	4,118株	4名

(注) 1. 社外取締役及び監査役に対し、株式の交付は行っておりません。

2. 上記のほか、執行役員、子会社取締役及び子会社従業員に対して譲渡制限付株式22,176株を付与しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第1回新株予約権
発行決議日	2017年10月20日
当社役員の保有状況	新株予約権の数 500個 目的となる株式の種類 普通株式 目的となる株式の数 5,000株 取締役 1名 監査役 1名
新株予約権の払込価額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個あたり118円
新株予約権の行使期間	2020年2月25日から 2027年10月20日まで
新株予約権の行使条件	(注) 3.

- (注)
1. 取締役が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。
 2. 社外取締役が保有する新株予約権はありません。
 3. 当社株式が東京証券取引所に上場した日から、次に記載の区分に従い新株予約権を行使することができる。
 - a. 新株予約権の行使期間の始期から1年を経過する日まで
割り当てられた新株予約権の個数の50%を上限として権利行使できる。
 - b. 新株予約権の行使期間の始期から1年を経過する日以降
割り当てられた新株予約権の個数の100%を権利行使できる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	荒木 喜貴	
取締役副社長	土山 茂太	
取 締 役	吉元 幸次郎	介護本部長 兼 西日本福祉本部長 介護ジャパン株式会社 代表取締役 株式会社RAISE 代表取締役 株式会社CONFEL 代表取締役
取 締 役	武藤 輝一	経営管理本部長
取 締 役	濱田 友則	東日本福祉本部長 Aネクストワークス株式会社 代表取締役
取 締 役	寺部 達朗	Rights and Business Management Japan株式会社 代表取締役 ルスロジャパン株式会社 監査役 スポーツX株式会社 監査役 株式会社AC福島ユナイテッド 代表取締役会長
常勤監査役	山口 進	
監 査 役	河野 博紀	河野博紀税理士事務所 代表 LIBERA株式会社 監査役 株式会社ワイケー東京 監査役
監 査 役	村山 輝紀	法律事務所 芝公園パートナーズ パートナー弁護士 一般社団法人未来チャレンジプロジェクト 理事

- (注) 1. 取締役 寺部達朗氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 山口進氏、河野博紀氏及び村山輝紀氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役 寺部達朗氏、監査役 山口進氏、河野博紀氏及び村山輝紀氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員に指定しております。
 4. 監査役 河野博紀氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 寺部達朗氏、監査役 河野博紀氏及び村山輝紀氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

① 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員及び子会社の取締役、管理職従業員であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。

② 保険契約の内容の概要

被保険者が負担することになる、職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

なお、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2025年2月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うものとしております。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて業績、経済環境等を総合的に勘案して決定するものとしております。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、会社の持続的な成長を実現するため事業全体の収益力を重視することから、各職責に応じた前年度の連結売上高(6,277百万円)及び経常利益(154百万円)の目標達成度合い及び業務計画の進捗度合いを総合的に勘案して決定した額を毎月の報酬として支給するものとしております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう設定されており、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとしております。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上へのインセンティブや取締役と株主の経済的価値の一致を目的としており、基本報酬と業績連動報酬等の合計額に応じて算出された額を譲渡制限付株式として毎年一定の時期に支給するものとしております。

- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会の任意の諮問機関として設置する報酬委員会において検討を行うものとしております。取締役会は報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定するものとしております。

- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額の決定については、代表取締役が取締役個人別の基本報酬額、業績連動報酬額及び割当株式数の原案を作成し、取締役会は、過半数の独立社外役員を含む3名以上で構成される任意の報酬委員会に諮問し答申を得るものとしております。取締役会は、公正な審議による妥当性及び透明性の確保を図るため、報酬委員会の答申を踏まえ、株主総会の決議した報酬額の範囲内で取締役個人別の基本報酬額、業績連動報酬額及び割当株式数を決議しております。

なお、監査役の報酬は、常勤・非常勤の別、業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2019年2月27日開催の第9回定時株主総会において、年額130百万円以内(ただし、使用人分給与は含めない。)と決議しており、当該定めに係る取締役の員数は5名であります。また、別枠で、2021年2月25日開催の第11回定時株主総会において、取締役(社外取締役除く。)に対して、譲渡制限付株式報酬として年額26百万円以内(ただし、年10,000株を上限とする。)と決議しており、当該定めに係る取締役の員数は5名であります。

当社監査役の金銭報酬の額は、2019年2月27日開催の第9回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議しており、当該定めに係る監査役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会にて取締役の個人別の報酬の具体的な内容を決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	106,379 (3,450)	96,165 (3,450)	6,444 (-)	3,770 (-)	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	9,990 (9,990)	9,990 (9,990)	-	-	3 (3)

(注) 非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬を交付しております。なお、上表の非金銭報酬等の額は、当事業年度に係る対象取締役4名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。当事業年度における交付状況は、「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりとなります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

区分	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	寺部 達朗	Rights and Business Management Japan株式会社 代表取締役、ルスロジャパン株式会社 監査役、スポーツX株式会社 監査役、株式会社A C福島ユナイテッド 代表取締役会長
社外監査役	河野 博紀	河野博紀税理士事務所 代表、L I B E R A株式会社 監査役、株式会社ワイケー東京 監査役
社外監査役	村山 輝紀	法律事務所 芝公園パートナーズ パートナー弁護士、一般社団法人未来チャレンジプロジェクト 理事

- (注) 1. 社外取締役寺部達朗氏が兼任している株式会社A C福島ユナイテッドとの間にオフィシャルパートナー契約を締結しております。他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
 2. 社外監査役河野博紀氏が兼任している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
 3. 社外監査役村山輝紀氏が兼任している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関する行った職務の概要
社外取締役	寺部 達朗	当事業年度に開催した15回の取締役会の全てに出席し、主に会社経営者としての見地から、取締役会の意思決定において、適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	山口 進	当事業年度に開催した15回の取締役会及び15回の監査役会全てに出席し、主に出身分野である監査役としての見地から、取締役会の意思決定において、適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	河野 博紀	当事業年度に開催した15回の取締役会及び15回の監査役会全てに出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、取締役会の意思決定において、適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	村山 輝紀	当事業年度に開催した15回の取締役会及び15回の監査役会全てに出席し、主に弁護士として培ってきた豊富な経験・見地から、取締役会の意思決定において、適切な助言・提言を行っております。

④ 当社の報酬等の額及び当社の親会社等又は当社親会社等の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

史彩監査法人

(2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	34,000 千円
---------------------------	-----------

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,000 千円
---------------------------------	-----------

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会が史彩監査法人の報酬等について同意した理由は、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等が当社の事業規模や事業内容に適切であると判断したためであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(7) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会的責任及び企業倫理を尊重して職務執行ができるように「経営理念」の体系を整備するとともに「コンプライアンス規程」等の諸規程を整備し、取締役及び使用人に周知徹底する。
- b. 内部通報制度を整備し、法令及び定款に反する行為を早期発見・是正できる体制とする。
- c. 反社会的勢力との関係を一切遮断しており、その対応に係る部署を定め規程等の整備を行うとともに、有事の際には警察等の外部専門機関と連携し、毅然と対応できる体制とする。
- d. 監査役及び内部監査室は、連携してコンプライアンス体制の状況を監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」その他の社内規程に基づき、文書等で記録し、保存期間を定め適切に保存及び管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険の管理については、「リスク管理規程」に基づき、業務執行に係るリスクを的確に評価・認識し、これらリスクによる損失・被害等を未然に防止するための措置を行うことで体制の充実を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 定例取締役会を月1回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な意思決定を行うことで効率的に取締役の職務が執行できる体制とする。
- b. 取締役及び執行役員の役割分担、各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定について、「業務分掌規程」「職務権限規程」「組織管理規程」等により明確に定め、機動性のある効率的な体制とする。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、必要な書類・資料を収集し報告を求め、企業集団における経営状態・業務状況を的確に把握できる体制とする。
- b. グループ会社間の取引については、事前に取締役会にて報告・承認を得る。
- c. 内部監査室は、グループ各社の内部監査を実施し、その業務全般に関する適正性を確保する。

⑥ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループの財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な作成に向け、内部統制システムを構築するとともに、当該システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会又は監査役の求めにより、必要に応じてその職務の執行を補助する使用人を配置する。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務の執行を補助する使用人は、監査役以外の者から指示命令を受けないよう独立性を保ち、当該使用人の人事異動・評価等については、監査役会の意見を尊重する。
- ⑨ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務の執行を補助する使用人は、監査役の指揮・命令に従うことでその実効性を確保する。
- ⑩ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項
監査役は、経営に関する重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類を閲覧し、必要に応じて報告を求めることで経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制とする。
また、取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼした事実又は及ぼす恐れのあるとき、直ちに監査役に報告する。
- ⑪ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。
- ⑫ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用等について当社に請求したときは、当該請求が当該監査役の職務に必要でないことを証明した場合を除き、これに応じる。
- ⑬ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、取締役会に出席して必要に応じて意見を述べ、その他重要な会議にも出席して重要事項の審議・報告状況を直接確認できる体制とする。
 - 監査役は、適時に会計監査人や内部監査室と会合を行い、意見・情報の交換を行うとともに、必要に応じて報告を求められる体制とする。
 - 監査役は、代表取締役と定期的に会合を行い、対処すべき課題、監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う体制とする。

上記体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備しております。内部統制システムの運用上見出された問題点等のは是正・改善状況や必要に応じて講じられた再発防止策への取り組みを行うことにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。当事業年度においては、内部統制システムの運用上新たに見出された問題等について、適時・適切に是正・改善し、必要に応じて再発防止への取り組みを実施いたしました。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。しかしながら、不適切な者が支配を獲得する可能性がある場合には、速やかに支配されることを防止するための体制を整える予定であります。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。配当政策につきましては、中長期的な企業価値の向上に向けた戦略的投資や財務体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な利益還元を業績に応じて適正に行うことを基本方針としております。

当該方針に基づき、当連結会計年度の期末配当につきましては、業績・財務状況を総合的に判断した結果、1株当たり12円とさせて頂きました。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨て(小数点以下の表示は四捨五入)して表示しております。

連結貸借対照表

(2025年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,685,526	流 動 負 債	1,467,759
現 金 及 び 預 金	2,440,593	買 掛 金	77,890
売 掛 金	1,017,652	1 年 以 内 返 済 長 期 借 入 金	769,697
棚 卸 資 産	12,490	リ 一 ス 債 務	3,095
そ の 他	233,100	未 払 法 人 税 等	27,056
貸 倒 引 当 金	△18,311	未 払 費 用	420,338
固 定 資 産	2,398,275	賞 与 引 当 金	33,901
有 形 固 定 資 産	1,351,386	そ の 他	135,779
建 物	839,418	固 定 負 債	3,436,721
建 物 附 屬 設 備	432,093	長 期 借 入 金	3,419,742
土 地	494,427	リ 一 ス 債 務	5,391
建 設 仮 勘 定	11,010	資 産 除 去 債 務	1,186
そ の 他	196,899	そ の 他	10,401
減 価 償 却 累 計 額	△564,427	負 債 合 計	4,904,480
減 損 損 失 累 計 額	△58,034	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	363,125	株 主 資 本	1,179,320
の れ ん	305,550	資 本 金	67,161
そ の 他	57,574	資 本 剰 余 金	842,860
投 資 そ の 他 の 資 産	683,763	利 益 剰 余 金	333,497
投 資 不 動 産	353,803	自 己 株 式	△64,198
減 価 償 却 累 計 額	△13,132		
投 資 有 価 証 券	80,243		
長 期 貸 付 金	17,622		
繰 延 税 金 資 産	49,098		
そ の 他	204,140		
貸 倒 引 当 金	△8,011	純 資 産 合 計	1,179,320
資 产 合 計	6,083,801	負 債 純 資 産 合 計	6,083,801

連結損益計算書

(2024年12月1日から)
(2025年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金額
売上高		6,660,074
売上原価		5,952,139
売上総利益		707,934
販売費及び一般管理費		598,952
営業利益		108,982
営業外収益		
受取利息	息	4,319
受取家賃	賃	23,897
新型コロナウイルス感染症による助成金収入		681
物価高騰対策助成金	他	32,086
その他	他	13,947
営業外費用		74,931
租税公課	課	2,518
減価償却費	費	6,641
支払利息	息	25,644
貸倒引当金繰入	額	8,011
その他	他	13,918
営業外費用		56,734
経常利益		127,179
特別利益		
固定資産売却益	益	212
段階取得に係る差益	益	2,100
特別損失		2,312
固定資産除却損	損失	47
減損損失	失	63,413
行政処分関連損失	失	7,989
税金等調整前当期純利益		71,450
法人税、住民税及び事業税額		58,042
法人税等調整額		52,492
当期純利益		4,531
親会社株主に帰属する当期純利益		57,024
		1,018
		1,018

連結株主資本等変動計算書

(2024年12月1日から)
(2025年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	
当期首残高	54,119	833,792	353,265	△36,213	1,204,964	1,204,964
当期変動額						
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	13,041	13,041			26,083	26,083
剰余金の配当			△20,786		△20,786	△20,786
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,018		1,018	1,018
自己株式の取得				△32,441	△32,441	△32,441
自己株式の処分		△3,974		4,456	481	481
当期変動額合計	13,041	9,067	△19,768	△27,985	△25,644	△25,644
当期末残高	67,161	842,860	333,497	△64,198	1,179,320	1,179,320

貸 借 対 照 表

(2025年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,956,924	流動負債	1,017,879
現金及び預金	1,222,455	買掛金	21,990
売掛金	542,482	1年以内返済長期借入金	632,501
棚卸資産	3,509	一時債務	3,095
前払費用	77,096	未払金	16,148
その他の資産	117,293	未払費用	258,868
貸倒引当金	△5,912	未払法人税	3,319
固定資産	2,606,710	預り益金	44,367
有形固定資産	1,142,505	前受金	10,350
建物	654,949	賞与引当金	2,626
附屬設備	251,295	前受の金	7,217
構築物	20,896	その他の金	17,394
車両	12,446	固定負債	2,431,565
運搬工具	67,966	長期借入金	2,415,032
器具、器具及び備品	479,427	一時債務	5,391
土地	11,010	資産除去債務	1,186
建設仮勘定	△338,864	その他の債務	9,955
減価償却累計額	△16,622	負債合計	3,449,445
減損損失累計額		(純資産の部)	
無形固定資産	55,534	株主資本	1,114,189
借地権	45,192	資本金	67,161
商標権	2,332	資本剰余金	866,979
ソフトウエア	7,514	資本準備金	508,958
その他	494	その他資本剰余金	358,021
投資その他の資産	1,408,670	利益剰余金	244,247
投資不動産	353,803	その他利益剰余金	244,247
減価償却累計額	△13,132	繰越利益剰余金	244,247
関係会社株式	745,702	自己株式	△64,198
投資有価証券	80,243	純資産合計	1,114,189
出資金	150	負債・純資産合計	4,563,634
長期貸付金	17,312		
関係会社長期貸付金	80,000		
長期前払費用	24,792		
繰延税金資産	15,135		
その他の資産	112,675		
貸倒引当金	△8,011		
資産合計	4,563,634		

損 益 計 算 書

(2024年12月1日から)
(2025年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高			3,798,094
売 上 原 価			3,328,618
売 上 総 利 益			469,476
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			432,609
営 業 利 益			36,866
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		3,118	
受 取 配 当 金		30,062	
受 取 家 賃		23,897	
新型コロナウイルス感染症による助成金収入		681	
物 価 高 脣 対 策 支 援 金		22,480	
そ の 他		7,625	87,865
営 業 外 費 用			
租 税 公 課		2,312	
減 價 償 却 費		6,641	
支 払 利 息		21,373	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		8,011	
そ の 他		9,979	48,319
経 常 利 益			76,412
特 別 利 益			—
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損		0	
減 損 損 失		25,283	
行 政 処 分 関 連 損		7,989	33,272
税 引 前 当 期 純 利 益			43,140
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		23,048	
法 人 税 等 調 整 額		△999	22,048
当 期 純 利 益			21,091

株主資本等変動計算書

(2024年12月1日から)
(2025年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					(単位：千円)
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	54,119	495,916	361,995	857,911	243,942	
当期変動額						
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	13,041	13,041		13,041		
剰余金の配当				—	△20,786	
当期純利益				—	21,091	
自己株式の取得				—		
自己株式の処分			△3,974	△3,974		
当期変動額合計	13,041	13,041	△3,974	9,067	304	
当期末残高	67,161	508,958	358,021	866,979	244,247	

	株主資本				純資産合計	
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
			その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	243,942	243,942	△36,213	1,119,760	1,119,760	
当期変動額						
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	—	—		26,083	26,083	
剰余金の配当	△20,786	△20,786		△20,786	△20,786	
当期純利益	21,091	21,091		21,091	21,091	
自己株式の取得	—	—	△32,441	△32,441	△32,441	
自己株式の処分	—	—	4,456	481	481	
当期変動額合計	304	304	△27,985	△5,570	△5,570	
当期末残高	244,247	244,247	△64,198	1,114,189	1,114,189	

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月3日

AHCグループ株式会社
取締役会御中

史彩監査法人
東京都港区
指 定 社 員 公認会計士 伊 藤 肇
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 野 池 納
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、AHCグループ株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AHCグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月3日

AHCグループ株式会社
取締役会御中

史彩監査法人
東京都港区
指 定 社 員 公認会計士 伊藤 肇
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 野池 毅
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、AHCグループ株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年12月1日から2025年11月30日までの第16期事業年度における取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことと併せて、監査報告書及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月3日

AHCグループ株式会社 監査役会

常勤監査役(社外) 山口 進㊞

監査役(社外) 河野 博紀㊞

監査役(社外) 村山 輝紀㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、中長期的な企業価値の向上に向けた戦略的投資や財務体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な利益還元を業績に応じて適正に行なうことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、業績等を勘案し、直近の配当予想であります当社普通株式1株当たり12円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり12円

総額 24,854,316円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年2月27日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社及び子会社の今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に新たな事業目的を追加するとともに、これにともなう号数の変更を行なうものであります。

(2) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条(取締役の任期)の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更の効力は、本議案に関する株主総会決議の成立時をもって生じることといたしたいと存じます。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条 《条文省略》	第1条 《現行どおり》
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～23. 《条文省略》 《新設》	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～23. 《現行どおり》 24. <u>障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業</u> 25.～32. 《現行どおり》 33. <u>保護犬猫に関する施設の経営</u> 34. <u>ペットサロンの経営</u> 35. <u>ペット用品、ペット美容の企画及び販売</u> 36.～43. 《現行どおり》
24.～31. 《条文省略》 《新設》 《新設》 《新設》	
32.～39. 《条文省略》	
第3条～第20条 《条文省略》	第3条～第20条 《現行どおり》
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。 2. 棟欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に存在する取締役の任期の満了すべき時までとする。	(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>1年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。 2. 棟欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に存在する取締役の任期の満了すべき時までとする。
第22条～第45条 《条文省略》	第22条～第45条 《現行どおり》

第3号議案

取締役6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、現任の取締役全員(6名)は、本定時株主総会の終結時をもって任期満了となりますので、第2号議案が原案どおり承認可決されますことを条件として、社外取締役1名を含む取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりあります。

あらき よしたか
1. 荒木 喜貴

再任

生年月日	1975年5月19日	所有する当社の株式数	1,029,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1998年4月 ウシオ電機株式会社 入社 2001年10月 ワタミ株式会社 入社 2007年5月 介護ジャパン株式会社設立 代表取締役 2010年1月 当社設立 代表取締役社長(現任)		
取締役候補者とした理由	経営者として優れたリーダーシップを発揮し、当社事業を拡大してきました。その豊富な事業経験や幅広い知識と見識から、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の保有株式数は、同氏の資産管理会社YHC株式会社が所有する株式数を含めております。		

つちやま しげた
2. 土山 茂太

再任

生年月日	1973年7月1日	所有する当社の株式数	90,162株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1998年6月 ワタミ株式会社 入社 2007年5月 介護ジャパン株式会社設立 取締役 2010年1月 当社設立 取締役 2018年6月 当社取締役 管理本部長 2021年2月 当社取締役 副社長兼管理本部長 2023年2月 当社取締役 副社長(現任)		
取締役候補者とした理由	事業全般における豊富な業務経験と実績を有し、当社の経営体制強化にあたり重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の保有株式数は、同氏の資産管理会社G2株式会社が所有する株式数を含めております。		

よしもと こうじろう
3. 吉元 幸次郎

再任

生年月日	1977年9月22日	所有する当社の株式数	42,911株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2000年4月 株式会社フィース 入社 2001年8月 ワタミ株式会社 入社 2008年3月 介護ジャパン株式会社 取締役 2010年1月 当社設立 取締役 2017年2月 介護ジャパン株式会社 代表取締役(現任) 2017年12月 当社取締役 介護本部長(現任) 2022年9月 株式会社 R A I S E 代表取締役(現任) 2022年9月 株式会社 C O N F E L 代表取締役(現任) 2022年12月 当社取締役 西日本福祉本部長(現任)		
取締役候補者とした理由	介護部門における豊富な業務経験と実績を有し、現在も介護本部長及び西日本福祉本部長として重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

むとう てるかず
4. 武藤 輝一

再任

生年月日	1964年2月10日	所有する当社の株式数	9,941株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1986年4月 株式会社丸井 入社 1997年2月 株式会社船井総合研究所 入社 1999年8月 ワタミ株式会社 入社 2010年10月 E T O A M 株式会社 入社 2016年4月 株式会社 P S I 取締役 株式会社ピー・エス・インターナショナル 取締役 2016年10月 当社入社 執行役員 経営管理部長 2020年2月 当社取締役 経営管理部長 2023年2月 当社取締役 経営管理本部長(現任)		
取締役候補者とした理由	長年に亘り経営管理部門に精通しており、豊富な業務経験と実績を有しております。現在も経営管理本部長として経営戦略等の重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

はまだ ともり
5. 濱田 友則

再任

生年月日	1976年9月8日	所有する当社の株式数	2,366株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2000年4月 プラザ商事株式会社 入社 2012年10月 当社入社 2016年7月 当社執行役員 福祉本部長 2018年2月 当社取締役 福祉本部長 2022年12月 当社取締役 東日本福祉本部長(現任) 2025年10月 Aネクストワークス株式会社設立 代表取締役(現任)		
取締役候補者とした理由	福祉部門における豊富な業務経験と実績を有し、現在も東日本福祉本部長として重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

てらべ たつお
6. 寺部 達朗

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1972年3月15日	所有する当社の株式数	—
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1995年4月 日商岩井株式会社 入社 2004年7月 Rights and Business Management Japan株式会社設立 代表取締役(現任) 2012年2月 ルスロジャパン株式会社 監査役(現任) 2012年3月 ルスロゼライス株式会社 監査役 2013年7月 WMパートナーズ株式会社 パートナー 2017年2月 当社社外取締役(現任) 2018年8月 ソノーラテクノロジー株式会社 監査役 2018年10月 スポーツX株式会社 監査役(現任) 2021年10月 株式会社PRISM Biolab 社外取締役 2024年4月 株式会社AC福島ユナイテッド 代表取締役会長(現任)		
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	事業会社における取締役・監査役の経験と幅広い知見を有しており、客観的・中立的な立場から業務執行の監督を担っていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

-
- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 寺部達朗氏は社外取締役候補者であります。
3. 寺部達朗氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年0か月となります。
4. 当社は、寺部達朗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 当社は、寺部達朗氏との間で責任限定契約を締結しており、任務を行ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。なお、寺部達朗氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告13ページをご参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。
7. 取締役候補者荒木喜貴氏は当社の経営を支配している者であります。

第4号議案

取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は2019年2月27日開催の第9回定期株主総会において、年額130百万円以内(同株主総会終結時の取締役の員数は5名。)と決議し、今日に至っておりますが、その後の取締役の増員、経済情勢や経営環境の変化等諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額170百万円以内(うち社外取締役分は20百万円以内)に改定させて頂きたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

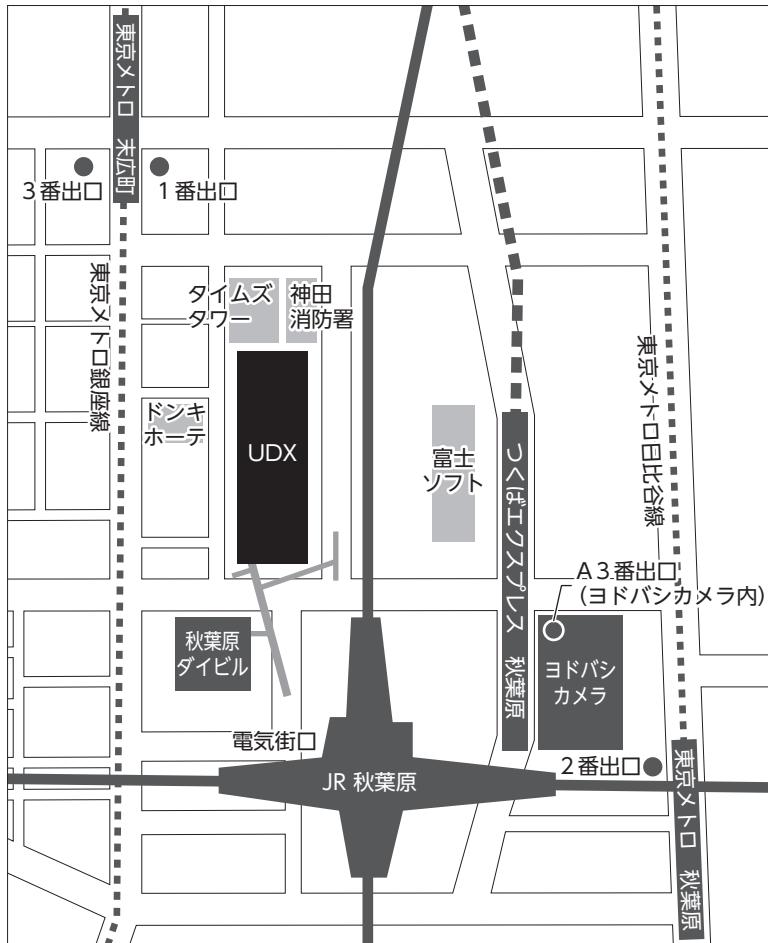
本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、現在の取締役の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

現在取締役は6名(うち社外取締役1名)であり、第3号議案が原案どおり承認可決された場合も員数に変更はございません。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区外神田4-14-1
秋葉原UDX南ウイング6F
秋葉原UDXカンファレンスA・B



交通のご案内

J R 秋葉原駅徒歩 2分

- ① 「電気街口」改札出て右
- ② 駅前広場よりUDXビル2F直結のアキバブリッジへ
- ③ 大型ビジョンの右下オフィスエンタランスへ

東京メトロ銀座線
末広町駅徒歩 3分

- ① 「1番出口」「3番出口」中央通りを東京(南)方面へ
- ② 交差点を東側へ
ビル1F南西部より
階段、又はエスカレーターにて
2Fへ

つくばエクスプレス
秋葉原駅徒歩 3分

- ① 「A1出口」より
東西連絡通路を西側へ
- ② J R 電気街口改札前を北側へ
- ③ J R 秋葉原駅からと同じルートへ

東京メトロ日比谷線
秋葉原駅徒歩 4分

- ① 「2番出口」より
昭和通りを上野(北)方面へ
- ② 大型ビジョンの右下オフィスエンタランスへ